

色彩のみからなる商標の保護のあり方 - 色彩の普遍性を中心に -

川崎 可奈

近年、企業は自他商品を差別化するために動きや音といった新しいタイプの商標を用いるようになってきている。これらを保護することは国際的な趨勢であり、我が国でも 2015 年 4 月から商標法の保護対象に追加される。そのひとつが「色彩のみからなる商標」である。

色彩は周囲の環境条件や表示する媒体の違いにより、同じ色でも異なる色に見えることがある。色彩のみからなる商標では、出願人の意図した色彩がその色彩のままに商標登録され、商標公報に掲載されることが必要である。しかしながら色彩の普遍性については、これまであまり注目されてこなかった。

本研究では、商標法制度や権利保護の実態調査とともに係争事件等の事例調査を行い、諸外国における色彩のみからなる商標の保護の現状について論究した。さらに、上記のような色彩の普遍性に関する課題を明らかにするとともに我が国における保護の方向性を踏まえて、色彩のみからなる商標の保護のあり方について検討を行った。

欧米では、色彩には本来的に識別力がないとされているため、色彩のみからなる標章について商標登録を受けるには、標章の使用によって識別力を獲得する必要がある。出願された商標についてその色彩を特定するために、米国では色見本と一般的な用語による色彩名を記載する。欧州では色見本と言葉による説明が必須要件とされており、出願人は任意でカラーコードを記載することもできる。現在、我が国では欧米を中心とした諸外国の事例を参考に制度化が進められている。

現在諸外国で実施されている色彩のみからなる商標制度では、色彩の普遍性について十分に考慮されてきたとはいえない。そのため、出願から審査を経て商標公報に掲載される過程において出願人が意図した色彩の同一性が保持されているかという疑問が生じ、この点について考察を加えた。

本研究では、この解決策として、まず色彩を特定するための客観的基準となるカラーコードの記載を義務化することを提案した。商標のオンライン出願が一般的であることを考えると、現状においては色彩を表す統一基準として RGB を用いることが必要であり、将来的には再現できる色彩の領域が広い AdobeRGB を導入することが望ましい。また、様々な環境において色彩を正確に再現するためには、照明やディスプレイ等に統一基準を設け、審査環境等を整えることが必要である。

カラーコードの記載を義務化することで、出願された色彩の正確な特定が可能となり、出願から商標公報発行まで色彩の普遍性を担保することができる。なお、登録商標の利用環境によっては色彩の見え方が異なる可能性もあり、色彩のみからなる商標の保護のあり方については未だ検討の余地がある。

(指導教員 松縄正登)